生産緑地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十四号

生産緑地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第九項及び第十七条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第八条第二項第一号又は第二号」を「第八条第二項第一号イ又はロ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の第六条第三号に掲げる行為（この政令の規定による改正後の同号に掲げる行為に該当するものを除く。）であってこの政令の施行の際既に着手していたものについては、生産緑地法第八条第一項、第四項、第六項及び第八項後段の規定は、適用しない。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

外国為替令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十五号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「この項、次項」を「この条」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「、第二項又は第五項」に、「又は第四項」を「若しくは第四項の規定又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

第十七条中第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術を同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）は、法第二十五条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第十八条の二第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項又は第四項」に、「当該」を「これらの」に改める。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3　別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

第二条第一項第一号の五中「第四条第二項第二号ヘ」を「第四条第三項第二号ヘ」に改める。

第四条第一項ただし書中「貨物」の下に「（第二号ホに掲げる貨物を除く。）」を加え、同項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで並びに次項第一号及び第三号」に改め、同号イ中「第三号及び」を「第三号、第四号、次項第三号イ及び」に、「及び同号」を「、第三号、第四号及び次項第三号イ」に改め、同項第三号中「一六の項」を「一六の項（一）」に改め、「（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）」を削り、同号ハ中「ニにおいて同じ」を「ニ、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ」に改め、同項第四号中「別表第三に」を「別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及びニのいずれの場合にも、又は同表に」に、「前号」を「同号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。